

岡山県教育委員会「懲戒処分の指針」の見直しについて

1 趣 旨

教職員による児童生徒等に対するわいせつ行為等が後を絶たず、極めて深刻な状況にあることから、令和3年の第204回国会において、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下「児童生徒性暴力防止法」という。）」が成立し、令和4年度より施行された。また、令和5年の第211回国会において、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」という。）」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）」が制定されたことを受け、「児童生徒性暴力防止法」の一部が改正された。

これらのことを受けて、「懲戒処分の指針」について、文部科学省から県教育委員会に対し、「児童生徒性暴力防止法」の趣旨を踏まえた見直しを検討するよう指示があった。

このことを踏まえ、「懲戒処分の指針」の標準例「2 わいせつな行為」と「3 セクシュアル・ハラスメント」について、「児童生徒性暴力防止法」の趣旨を踏まえたものとなるよう改正を行うとともに、「刑法等一部改正法」及び「性的姿態撮影等処罰法」の制定にも対応したものとなるよう、改正を要する部分について修正することにより、教職員の更なる自覚を促し、服務規律の徹底を図ることを目的とする。

2 改正の概要

	改正箇所	改正理由等
①	「2 わいせつな行為」と「3 セクシュアル・ハラスメント」を「2 性犯罪・性暴力等」として統合した。	・「児童生徒性暴力防止法」中の「わいせつな行為」との混同を避けるため。 ・「児童生徒性暴力等」に「セクシュアル・ハラスメント」も含まれるため。
②	（注1）で、『性犯罪・性暴力等』とは、『児童生徒性暴力等』、『性犯罪・性暴力』、『セクシュアル・ハラスメント』をいう。」と定義した。	・「性犯罪・性暴力等」を三つに分けることで文言が整理され、分かりやすい「懲戒処分の指針」となるため。
③	（注1）②で、「強姦」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改めるとともに、「性的姿態撮影」という文言を追加した。	・「刑法等一部改正法」及び「性的姿態撮影等処罰法」の制定に対応するため。
④	（注2）で、「児童生徒等」を定義した。	・現行の「懲戒処分の指針」では含まれていない「学校に在籍しない18歳未満の者」を含むようにするため。
⑤	（1）アで、『児童生徒性暴力等』を行った教職員は、免職とする。」と定めた。	・「児童生徒性暴力防止法」の趣旨を踏まえるため。
⑥	（1）イで、「『セクシュアル・ハラスメント（上記アに該当するセクシュアル・ハラスメントを除く。）』を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。」と定めた。	・「児童生徒性暴力防止法」に該当しない「セクシュアル・ハラスメント」に対応するため。

3 今後のスケジュール

令和5年10月27日（金） 各所属へ通知（周知）、施行

2 わいせつな行為

(1) 幼児・児童・生徒に対するわいせつな行為

幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対して強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、児童買春、痴漢、のぞき、ストーカー行為、児童ポルノの所持等の法令に違反する行為や、裸体・下着等の撮影（隠し撮り等を含む。）、陰部・乳房等の露出、わいせつな目的をもった身体接触、キス等の行為を行った教職員は、免職とする。

(2) 児童等以外の者に対するわいせつな行為

児童等以外の者に対して強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、痴漢、のぞき、ストーカー行為等の法令に違反する行為を行った教職員は、免職又は停職とする。

3 セクシュアル・ハラスメント

(1) 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント

児童等に対してセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる性的な内容の発言、電話、手紙の送付、電子メールやSNS等による通信、インターネット上の書き込み、身体等への不適切な接触、つきまとい等をいう。以下同じ。）を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、特に悪質と認められるときは、免職とする。

(2) 児童等以外の者に対するセクシュアル・ハラスメント

児童等以外の者に対して、他の者を不快にさせていることを認識した上で、セクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、減給又は戒告とする。この場合において、当該行為を繰り返した教職員は、停職又は減給とし、特に悪質と認められるときは免職とする。

2 性犯罪・性暴力等（注1）

（1）児童生徒等（注2）に対する性犯罪・性暴力等

ア 児童生徒等に対して児童生徒性暴力等を行った教職員は、免職とする。

イ 児童生徒等に対してセクシュアル・ハラスメント（上記アに該当するセクシュアル・ハラスメントを除く。）を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。

（2）児童生徒等以外の者に対する性犯罪・性暴力等

ア 児童生徒等以外の者に対して性犯罪・性暴力を行った教職員は、免職又は停職とする。

イ 児童生徒等以外の者に対して、その者を不快にさせていることを認識した上で、セクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、減給又は戒告とする。この場合において、当該行為を繰り返した教職員は、停職又は減給とし、特に悪質と認められるときは、免職とする。

（注1）「性犯罪・性暴力等」とは、「児童生徒性暴力等」、「性犯罪・性暴力」及び「セクシュアル・ハラスメント」をいう。

①「児童生徒性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「児童生徒性暴力防止法」という。）第2条第3項各号に掲げる行為をいう。

②「性犯罪・性暴力」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、痴漢、のぞき、ストーカー行為、性的姿態撮影等の法令に違反する行為をいう。

③「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる性的な内容の発言、電話、手紙の送付、電子メールやSNS等による通信、インターネット上の書き込み、身体的接触、つきまとい等をいう。このうち、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメントは、児童生徒性暴力防止法に定める児童生徒性暴力等に該当する。

（注2）「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

①学校（児童生徒性暴力防止法第2条第1項に規定する学校をいう。）に在籍する幼児、児童又は生徒

②18歳未満の者（上記①に該当する者を除く。）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（一部抜粋）

（定義）

第二条

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 児童生徒等に**性交等**（刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
- 二 児童生徒等に**わいせつな行為**をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。
- 三 **刑法第八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律**（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は**性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律**（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。
- 四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって**児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなもの**をすること又は**児童生徒等をしてそのような行為をさせること**（前三号に掲げるものを除く。）
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- 五 児童生徒等に対し、**性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの**をすること（前各号に掲げるものを除く。）。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（一部抜粋）

第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

(3) 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処

- 教育職員等による児童生徒性暴力等は絶対に許されないことであり、文部科学省においても、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするべきことについて、累次にわたり通知等してきたところである。
- こうしたことも踏まえ、これまでに全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準においてその旨の規定が整備されたところであり、**実際に教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、法の基本理念等を踏まえ、厳正な懲戒処分を行う必要がある。**他校の児童生徒等に対する場合についても同様に厳正に対処する必要がある。